

仕様書

1 委託業務名

アワーケーション魅力創生事業

2 業務の目的

本県では、ワークスタイルに対する価値観が変わり、柔軟な働き方の導入が進む中、本県への「新たな人の流れ」を創出するため、徳島ならではのワーケーション事業「アワーケーション」を展開してきた。

今後、更に拡大するワーケーション市場において、本県への誘致強化を図るため、ターゲットの拡大に向けて、「アワーケーション」の魅力の発信とともに、認知度の向上、ブランド化を推進することで、関係人口の拡大、将来の移住者増へと繋げる。

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

4 委託内容

本委託業務では、以下に記載する事業に係る一切の業務を委託する。

(1) 既存アワーケーションプランのブラッシュアップ

令和3年度、令和4年度に造成した既存のアワーケーションプラン（別紙①参照）に関して、ブラッシュアップを行い、プラン内容の充実と誘致ターゲットの拡大を図ること。

- a アワーケーション実施者のニーズやライフスタイルに対応した、徳島ならではの内容とする。
- b 県内各地域と協力・連携し、地域と一体となったプランとする。
- c アワーケーションプランの英語対応の実施
 - ・英語対応を実施すること。
 - ・機械翻訳は不可とし、アワーケーションの魅力が伝わるよう工夫を凝らした翻訳を行うこと。

※ブラッシュアップの内容に関しては、委託者と協議の上で決定すること。

(2) 既存アワーケーション・ランディングページの更新と運用保守

令和4年度に制作した既存アワーケーション・ランディングページ（別紙②参照）の最新情報への更新、システムの運用保守及び、情報発信を行う。（ランディングページ：以下「専用サイト」という。）

①専用サイトの要件

- a 既存専用サイトの英語対応の実施
 - ・英語対応を実施すること。
 - ・機械翻訳は不可とし、アワーケーションの魅力が伝わるよう工夫を凝らした翻訳を行うこと。
- b トップページには、関連のバナーを表示できる構成にすること。（既存専用サイトから継続）
- c アクセス解析のためのアクセスログ計測タグ等を設置すること。（既存専用サイトから継続）
- d アクセシビリティに配慮し、利用者が見やすく親しみやすいものとする。

②専用サイトへの掲載内容

- a 既存専用サイトに掲載されたアワーケーションの紹介内容の更新

- ・アワーケーションの特徴、受け入れ環境の情報等をわかりやすく提供するとともに、アワーケーションの特徴をPRする内容とすること。
- ※受託者は、上記の要件を満たすコンテンツ等を作成の上、専用サイトの更新を行うこと。
- b 既存専用サイトに掲載されたアワーケーションプランの情報の更新
 - ・4（1）にてブラッシュアップしたプランに更新すること。
- c 既存専用サイトに掲載されたコワーキングスペースの情報の更新
 - ・コワーキングスペースの情報に関して、最新の情報に更新すること。
 - 基本情報（施設名、住所、連絡先、Wifi情報、事業者ウェブサイトURL等）
 - ※受託者は、上記の要件を満たすコンテンツ等を作成の上、専用サイトの更新を行うこと。
- d 問い合わせ先
 - ・「アワーケーション・コーディネート業務」としての問い合わせ窓口を必ず表記すること。
- e 成果物は、委託者のホームページや、各種情報媒体、行事やイベント等で随時自由に使用、複製ができるものとする。
- f 専用サイトトップにSNS（facebookページ「アワーケーション徳島」）と埋め込み連携すること（既存専用サイトから継続）
- g その他
 - ・掲載内容に関しては、委託者と協議した上で決定すること。
- ③専用サイト運営に関するサーバー、ドメイン
 - a サーバーは受託者にて調達すること。なお、国内のデータセンターに設置し信頼度の高いサーバーとすること。
 - b 稼働するサーバー環境は、専用サイト運用に必要と思われる稼働環境を用意するものとする。
 - c サーバーのセキュリティ対策については、提案書に明記すること。
 - d サーバー費用は、本費用に含めるものとする。
 - e ドメインに関しては、以下を継続使用すること。
<https://tokushima-awarkation.jp>
- ※サーバー、ドメインの設定に関しては、委託者と協議の上で実施すること。
- ④専用サイト運用保守
 - a 専用サイトのバナーを作成し、関連サイトへのリンクの設定を推進すること。
 - b 障害対応、保守・点検、不正アクセス防止等のセキュリティ対策及び効果測定を行い、継続的に専用サイトの安定稼働に努めること。
 - c 専用サイトの引継
 - ・受託者は、委託期間満了に際して、委託者に対し、専用サイトに関する業務引継を行い、当事業の継続に支障の来すことのないよう対応すること。その際、委託者が必要と認める場合、引継書を作成し提出すること。
- ⑤次年度における運用保守について
 - a (2)④bの運用保守に関して、次年度の参考見積を提出すること。
 - ・ドメイン、サーバー費用を含めること

(3) アワーケーション・コーディネート業務

- a アワーケーション参加希望者に対するアワーケーションプランのコーディネートを行うこと。
- b 専用サイトにコーディネートを行うことをわかりやすく明示し、利用を促すように問い合わせ窓口への誘導を図ること。
- c アワーケーション参加希望者及び実施中の参加者のニーズにあわせて、県内アワーケーション関連施設に対する取り次ぎ、予約、確認等のコーディネートを行うこと。

- d アワーケーション参加希望者及び実施中の参加者の相談内容やコーディネートの希望に的確に対応するため、アワーケーション施設、アワーケーションプラン、周辺地域の情報蓄積に努めること。
- e 利用者及び各アワーケーションプランで利用する施設に対するアンケート調査を実施すること。
アンケート内容に関しては、委託者と協議し決定すること。
- f 問い合わせ窓口の利用者、相談内容、相談件数等について月1回定期的に委託者に報告すること。
- g コーディネート業務の引継
 - ・受託者は、委託期間満了に際して、委託者に対し、コーディネート業務に関する業務引継を行い、当事業の継続に支障の来すことのないよう対応すること。その際、委託者が必要と認める場合、引継書を作成し提出すること。

(4) 情報発信

- ①ウェブ広告等を活用した専用サイトへの誘導
 - a 効果的なウェブ広告等を活用して専用サイトへの誘導を実施すること。
 - b 高い誘導効果が得られるよう、ターゲットを設定すること。
 - c ウェブ広告等の活用については、PV数等、KPIを具体的に設定すること。
※詳細については、委託者と協議した上で決定すること。
- ②SNSの記事投稿
SNS（Facebookページ「アワーケーション徳島」）アカウントを管理し、県内事業者等から情報収集し、本SNSアカウントでアワーケーションに関する記事を投稿すること。投稿回数は週に1回以上とする。

参考：Facebook アワーケーション徳島



(5) 実施報告書の提出

- 委託業務完了後は実施報告書を提出すること。
- 本事業の成果や、アンケート調査等を踏まえた事業の改善点、アワーケーションの可能性や今後の課題について具体的に記載すること。
- ※本事業の画像または映像を使用し、分かりやすい内容とすること。

(6) 納品物

- ① 4（1）でブラッシュアップしたアワーケーションプランを電子媒体で2部納品すること。
- ②アワーケーション・専用サイトの更新・運用保守業務における成果品として、以下のものを電子媒体で2部納品すること。
 - a 基本設計・システム要件に関わる資料一式
 - b その他本業務で生じた資料のうち、委託者が指示する資料一式

(7) その他

- a 必要に応じて徳島県もしくは関係機関が実施するイベント等へ参画すること。
- b 委託者から、事業実施状況の撮影などを依頼した場合、調整に協力すること。

5 委託者と連携した関係者との連絡調整

上記（1）～（7）の内容等は、委託者と受託者で協議を行いながら、随時、調整する。

6 特記事項

- (1) 実施内容等は、委託者と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 事業は委託者との調整の中で変更等があり得る。それに伴う仕様の変更、委託料の変更等については、必要に応じて委託者と協議の上、対応すること。
- (3) この業務の実施に当たっては、徳島県情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。
- (4) 本委託業務において、制作された著作物の所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）及びその他一切の権利は、徳島県に帰属するものとする。ただし、受託者のビジネスモデル及びノウハウ、システムに属するものを除く。
- (5) 受託者は、本委託業務の実施のために必要な、第三者の著作権・肖像権については、事前に許諾を取得すること。
- (6) 業務の遂行にあたり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、委託者とその損害を委託者の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、委託者もその損害を負担するものとし、負担額は委託者と受託者の協議で決定する。
- (7) この業務を遂行する上で知り得た情報は、委託者の承認を得ることなく第三者に漏らしたり委託業務以外の目的に使用しないこと。委託期間が終了し、又は委託契約が解かれた後においても同様とする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議のうえ、定めるものとする。